

# 役 員 名 簿

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人 おだわら自然楽校 |
|--------------|--------------------|

| 役 名 | 氏 名   | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 | 備 考  |
|-----|-------|-------------|-------|------|
| 理 事 | 松村 俊哉 |             | なし    | 理事長  |
| 理 事 | 中村 憲次 |             | なし    | 副理事長 |
| 理 事 | 石川 聡之 |             | なし    |      |
| 理 事 | 三田 恵里 |             | なし    |      |
| 理 事 | 山内 直樹 |             | なし    |      |
| 監 事 | 和田 圭史 |             | なし    |      |
|     |       |             |       |      |
|     |       |             |       |      |

◇役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族(以下、親族等といいます。)は入れません。また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪(血族及び姻族とも)

◇未成年者が役員に就任する場合にはご相談ください。(法定代理人の同意書が必要です。)